

介護業務における介護テクノロジー導入支援事業の概要（案）

R7.5.30時点

1 目的

介護サービス事業所等における介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入に対して補助を行い、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図る。

2 対象施設

- ・介護保険施設
- ・介護保険法に基づく介護サービス事業所（有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていること）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

3 補助内容

（1）介護ロボット等導入支援

① 補助対象等

ア 下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する機器の導入に要する経費（消費税等除く）

(ア) (公財)テクノエイド協会が提供する福祉用具情報システムで介護テクノロジーとして選定された機器（HP：<https://www.techno-tais.jp/>）

(イ) R7兵庫県介護ロボット補助対象機器一覧（別資料）に掲載されている機器

(ウ) その他介護事業者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器

（例：スライディングボード、インカム、バックオフィスソフト、バイタル測定が可能なウェアラブル端末等）

※複数の機種を同一の目的で導入する場合、補助対象となる機器は1機種限りとする。

イ ア(ア)(イ)の導入に付帯して必要となる経費

（経費の例）

・Wi-Fi環境の整備（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

・アで導入する機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）

（1台あたりの補助額は10万円以内とする。）

② 補助率等

補助対象経費の4/5と補助上限額を比較して低い額とする。

※一台あたりの補助上限額は以下のとおり

介護ロボット等	補助上限台数	補助上限額 （基準額）
・移乗支援 （装着型・非装着型） ・入浴支援 ・①ア(ウ)に該当する機器	知事が必要と認める台数	100万円
上記以外		30万円

（2）ICT等の導入支援

① 補助対象等

ア 介護ソフト（記録業務、情報共有業務、請求業務までが転記不要（一気通貫）になるための機器・ソフト等）の導入に係る経費（消費税等除く）

イ アの導入に付帯して必要となる経費（（１）①イに同じ）

② 補助率等

補助対象経費の4/5と補助上限額を比較して低い額とする。

※補助上限額は以下のとおり

職員数と 補助基準額	職員数 (常勤換算)	補助基準額 (上限額)	※職員数によって合計金額 が変動しない方式の契約で ある場合は、一律で250万 円を補助基準額とする。
	1～10人	100万円	
	11～20人	150万円	
	21～30人	200万円	
	31人以上	250万円	

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

① 補助対象等

ア (1) 及び(2)の機器のうち、重点分野の「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入に要する経費（消費税等除く）

(経費の例)

- ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト

イ アの導入に付帯して必要となる経費（（１）①イに同じ）

② 補助率等

補助対象経費の4/5と補助上限額（1000万円）を比較して低い額とする。

4 留意事項等

- (1) 本事業における1事業所（同一住所で複数種別のサービスを提供している場合、併設の事業所も含めて1事業所と取り扱う）当たりの**補助上限額は、1000万円**とする。
- (2) 介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため、県が指定する介護テクノロジー導入支援研修「基礎編」を必ず受講すること。
受講申込みはこちらから URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigorobotkenshu.html>
※研修受講後に、指定するアンケートへの回答完了をもって受講済となります。
※必ず事業所ごとに受講（管理者（施設長）と現場職員の2名以上）すること。
- (3) 機器等の導入前に、必ず導入機器等選定会議を開催し、担当する（機器使用が予定される）介護職員等の意見を踏まえ議論すること。
- (4) 交付決定までに契約・購入・納品・支払いした製品については、補助対象外とする。
(契約・購入・納品・支払いの全てを交付決定後に行ってください。)
- (5) 交付申請のあった補助額の総額が県予算額を超過した場合、抽選等により交付決定先を選定する予定にしておりますので、予めご了承ください。

5 事業スケジュール（予定）

5月末	事業概要の公表、申請見込額調査（～7/7）
7月中旬	実施要綱の公表
7月下旬～8月下旬	交付申請書の作成及び提出
9月中旬～（随時）	交付決定の通知
交付決定後～1月末	事業実施（契約・購入・納品・支払を完了すること）

【問い合わせ先】 兵庫県福祉部高齢政策課 介護基盤整備班 谷口、藪
電話 078-341-7711（内線 73506） メール koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp